

五 居宅介護支援事業		四 短期入所生活介護		三 通所介護		二 居宅療養管理指導			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームチアフル三色吉	岩沼市三色吉字松二百六番地	社会福祉法人敬長福祉会	仙台市若林区遠見塚一丁目十四番三十号	平成二十四年一月二日	株式会社Mibuサニーケア	石巻市水明北一丁目十番二十八号グラन्दール水明北二〇一号	株式会社Mibuサニーケア	石巻市水明北一丁目十番二十八号グラन्दール水明北二〇一号	平成二十四年一月二日
					ニチイケアセンター七ツ森	黒川郡大和町吉田字高田西二十七番地	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成二十三年七月二日
					セントケア石巻あけぼの	石巻市蛇田字五軒屋敷二十三番一	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成二十四年二月二日
					デイサービスとやけの森	石巻市北境字トヤケ森十九番地	株式会社とやけの森	石巻市北境字トヤケ森十九番地	平成二十四年二月二日
					茶話本舗デイサービス三本木亭	大崎市三本木桑折字七曲四番地二	アイネサービス株式会社	大崎市岩出山池月字上宮宮下二十七番地二	平成二十四年一月十五日
					公立南三陸診療所	本吉郡南三陸町志津川字沼田五十六	南三陸町長	本吉郡南三陸町志津川字塩入七十七	平成二十三年五月二十一日
					七福訪問介護	石巻市蛇田字中埜二十一	株式会社レインボー	石巻市吉野町二丁目一番二十六号	平成二十四年一月二日
					ペガサス薬局介護センター	石巻市南中里三丁目十六番二十七号	有限会社ペガサス薬局	石巻市鑄銭場一番九号	平成二十四年二月二日

六 地域密着型介護老人福祉施設

居宅介護支援事業所成田の里	黒川郡富谷町成田一丁目五番地五	社会福祉法人東松島福祉会	東松島市赤井字川前四番八十三番地	平成二十四年二月一日
ニチイケアセンター七ツ森	黒川郡大和町吉田字高田西二十七番地	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成二十三年七月一日
ペガサス薬局介護センター	石巻市南中里三丁目十六番二十七号	有限会社ペガサス薬局	石巻市鑄銭場一番九号	平成二十四年二月一日
地域密着型特別養護老人ホームチアフル三色吉	岩沼市三色吉字松二百六番地	社会福祉法人敬長福祉会	仙台市若林区遠見塚一丁目十四番三十号	平成二十四年一月一日

七 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社Mibuサニーケア	石巻市水明北一丁目十番二十八号グランドール水明北二〇一号	株式会社Mibuサニーケア	石巻市水明北一丁目十番二十八号グランドール水明北二〇一号	平成二十四年一月一日
ニチイケアセンター七ツ森	黒川郡大和町吉田字高田西二十七番地	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成二十三年七月一日
ペガサス薬局介護センター	石巻市南中里三丁目十六番二十七号	有限会社ペガサス薬局	石巻市鑄銭場一番九号	平成二十四年二月一日
七福訪問介護	石巻市蛇田字中埜二十一	株式会社レインボー	石巻市吉野町二丁目一番二十六号	平成二十四年一月一日

八 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
公立南三陸診療所	本吉郡南三陸町志津川字沼田五十六	南三陸町長	本吉郡南三陸町志津川字塩入七十七	平成二十三年五月二十一日

九 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ニチイケアセンター七ツ森	黒川郡大和町吉田字高田西二十七番地	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地	平成二十三年七月一日
セントケア石巻あけぼの	石巻市蛇田字五軒屋敷二十三番一	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成二十四年二月一日

十 介護予防短期入所生活介護

デイサービスとやけの森		石巻市北境字トヤケ森十九番地	株式会社とやけの森	石巻市北境字トヤケ森十九番地	平成二十四年二月二日
特別養護老人ホームチアフル三色吉	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
	岩沼市三色吉字松二百六番地	社会福祉法人敬長福祉会	仙台市若林区遠見塚一丁目十四番三十号		平成二十四年一月一日

○宮城県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	日向僕君		日向僕君		日向僕君		日向僕君	介護横丁小春日和	大崎市古川駅前大通五丁目四番十七号	社 ブロンプター甲斐有限会	大崎市古川飯川字要害六百四十九番地	平成二十三年二月一日
	桜・さくら		桜・さくら		桜・さくら		桜・さくら	デイサービス談話室&Cafe	大崎市古川荒田目字葛生百二十七・三	社 ブロンプター甲斐有限会	大崎市古川飯川字要害六百四十九番地	平成二十一年三月一日
	石巻市水押二丁目九番四号市営住宅四号棟十二号		石巻市水押二丁目九番四号市営住宅四号棟十二号		石巻市水押二丁目九番四号市営住宅四号棟十二号		石巻市水押二丁目九番四号市営住宅四号棟十二号	社会福祉法人夢みの里	石巻市大橋三丁目七番六号		石巻市大橋三丁目七番六号	平成二十三年六月二十日
	石巻市不動町二丁目八番五号		石巻市不動町二丁目八番五号		石巻市不動町二丁目八番五号		石巻市不動町二丁目八番五号	株式会社えん	巨理郡山元町山寺字畑中十番地七		巨理郡山元町山寺字東泥沼三十一番地四	平成二十四年一月十七日
	巨理郡山元町坂元字町十一番地		巨理郡山元町坂元字町十一番地		巨理郡山元町坂元字町十一番地		巨理郡山元町坂元字町十一番地	株式会社えん	巨理郡山元町山寺字畑中十番地七		巨理郡山元町山寺字東泥沼三十一番地四	平成二十四年一月十七日

○宮城県告示第二百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	森内科クリニック	事業所の所在地	名取市岡上四丁目十一・二十五	開設者の名称	森 精一	介護サービスの種類	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	廃止年月日	平成二十三年八月三十一日
--------	----------	---------	----------------	--------	------	-----------	---------------------------	-------	--------------

○宮城県告示第二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり休止した旨届出があった。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	アースサポート石巻居宅介護支援事業	事業所の所在地	石巻市蛇田字下谷地一番地六	開設者の名称	アースサポート株式会社	介護サービスの種類	居宅介護支援事業	休止年月日	平成二十四年一月一日
--------	-------------------	---------	---------------	--------	-------------	-----------	----------	-------	------------

○宮城県告示第二百七十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二〇八〇〇一五五	事業所の名称及び所在地	角田市障害者就労支援施設のぎく角田市角田字柳町三十五番地二	指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型	設置者名	社会福祉法人角田市社会福祉協議会	指定年月日	平成二十四年四月一日
事業所番号	〇四二一一〇〇〇八四	事業所の名称及び所在地	岩沼市障害者地域就業支援センター	指定障害福祉サービスの種類	就労移行支援B型	設置者名	社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会	指定年月日	平成二十四年四月一日

事業所番号	〇四二二四〇〇一六〇	事業所の名称及び所在地	こつそつ巨理郡字上二〇一番地	指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型	設置者名	特定非営利活動法人幸創	指定年月日	平成二十四年四月一日
事業所番号	〇四二二二〇〇一五七	事業所の名称及び所在地	第二はんとく苑登米市米山町字善王寺相ノ田百一	指定障害福祉サービスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人榮特会	指定年月日	平成二十四年四月一日
事業所番号	〇四二二二〇〇一五六	事業所の名称及び所在地	まわりホーム岩沼市里の杜三丁目五番二十二号	指定障害福祉サービスの種類	型	設置者名	社会福祉法人	指定年月日	平成二十四年四月一日
事業所番号	〇四一五二〇〇三四四	事業所の名称及び所在地	啓生園仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号	指定障害福祉サービスの種類	療養介護	設置者名	社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会	指定年月日	平成二十四年四月一日

○四一五三〇〇二一九	のぞみ苑 仙台市若林区卸町二丁目十二番九号	生活介護	社会福祉法人 みずきの郷	平成二十四年 四月一日
○四一五三〇〇六三一	びあ Factory 仙台市若林区遠見塚二丁目四十一番十五号	就労継続支援 A 型	特定非営利活 動法人福祉 ネットABC	平成二十四年 四月一日
○四一五三〇〇六四九	わたげの樹 仙台市若林区遠見塚一丁目十八番四十八号	就労継続支援 B 型	社会福祉法人 わたげ福祉会	平成二十四年 四月一日
○四一五四〇〇七二〇	フリースペースソレ 仙台市太白区四郎丸字前九十二番地	生活介護	特定非営利活 動法人フルハ ウス	平成二十四年 四月一日

○宮城県告示第二百七十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	施設名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇六〇〇三三三	高松園 九気仙沼市唐桑町浦百九十五番地	生活介護	社会福祉法人 洗心会	平成二十四年 四月一日
○四一〇六〇〇三三三	不忘園 白石市大鷹沢大町字若林百三十一番地	生活介護	社会福祉法人 宮城県身体障 害者福祉協会	平成二十四年 四月一日
○四一二二〇〇〇四〇	障害者支援施設 旭 園 柴田郡柴田町大字本船迫字沢田三十九番地	生活介護	社会福祉法人 福寿会	平成二十四年 四月一日
○四一二七〇〇〇六四	支援施設あさいな 黒川郡大和町宮床字摺萩二十四番地の四	生活介護	社会福祉法人 永楽会	平成二十四年 四月一日
○四一五一〇〇〇八〇	ひかり苑 仙台市青葉区上愛子字道上五十九番地の四	生活介護	社会福祉法人 みずきの郷	平成二十四年 四月一日
○四一五一〇〇〇九八	障害者支援施設 ま すみ学園 仙台市青葉区芋沢字	生活介護	社会福祉法人 千代福祉会	平成二十四年 四月一日

○四一五二〇〇一〇六	青野木五百二十番地 障害者支援施設 お おそら学園	生活介護	社会福祉法人 千代福祉会	平成二十四年 四月一日
○四一五二〇〇一四	障害者支援施設 清 風園 仙台市青葉区芋沢字 畑前北六十二番地	生活介護	社会福祉法人 千代福祉会	平成二十四年 四月一日
○四一五二〇〇二二	障害者支援施設 あ おば園 仙台市青葉区芋沢字 沢田一番五	生活介護	社会福祉法人 千代福祉会	平成二十四年 四月一日
○四一五二〇〇六二	生活介護 就労継続支援 B 型 きぼつ園 仙台市宮城野区二の 森十四番三号	生活介護	社会福祉法人 家庭福祉会	平成二十四年 四月一日
○四一五二〇〇三四四	生活介護 啓生園 仙台市宮城野区幸町 四丁目六番二号	生活介護	社会福祉法人 宮城県身体障 害者福祉協会	平成二十四年 四月一日
○四一五五〇〇〇六五	生活介護 障害者支援施設 幸 泉学園 仙台市泉区七北田字 道二十七番地	生活介護	社会福祉法人 愛泉会	平成二十四年 四月一日
○四一五五〇〇〇七三	生活介護 仙萩苑 仙台市泉区住吉台西 二丁目七番地六	生活介護	社会福祉法人 一寿会	平成二十四年 四月一日

○宮城県告示第二百七十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一五一〇〇八七四	Schale おおま ち 仙台市青葉区大町二 丁目六・二十七 岡 元ビル三階	就労移行支援	特定非営利活 動法人みやぎ 発達障害サポ ートネット	平成二十四年 三月三十一日

○宮城県告示第二百七十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
〇四二二〇〇〇八四	ひまわりホーム 岩沼市里の杜三丁目五番二十二号	岩沼市	平成二十四年 三月三十一日

〇宮城県告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所
 栗原市栗駒沼倉耕英南二五の一、二七・二九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 二九の二、二九の三（次の図に示す部分に限る。）
 二九の四、二九の五、二九の六・三〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 三〇の三、三〇の四（次の図に示す部分に限る。）
 三五の一、三五の二（次の図に示す部分に限る。）
 三五の三、三五の七、三五の八・三六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

沼倉耕英南二五の一（次の図に示す部分に限る。）
 二七、二九の一から二九の六まで、三〇の一、三〇の三、三〇の四、三五の一（次の図に示す部分に限る。）
 三五の二、三五の三、三五の七（次の図に示す部分に限る。）
 三五の八、三六の二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

〇宮城県告示第二百七十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び 所在地	登録年月日
		種 穂	苗 木		
宮城第一 百八十二 号	濁沼 正治 栗原市栗駒沼倉豊石二 十四番地	種穂の採 取及び精 選	幼木の育 成の苗木 の育成	濁沼苗圃 栗原市栗駒沼倉豊石	平成二十四年 三月二十六日
宮城第一 百八十一 号	濁沼 正治 栗原市栗駒沼倉豊石二 十四番地	種穂の採 取及び精 選	幼木の育 成の苗木 の育成	濁沼苗圃 栗原市栗駒沼倉豊石	平成二十四年 三月二十六日
宮城第一 百八十号	千葉 勇作 登米市南方町沼崎前二 十二番地	種穂の採 取及び精 選	幼木の育 成の苗木 の育成	千葉苗圃 登米市南方町沼崎前	平成二十四年 三月二十六日

〇宮城県告示第二百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十二項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の全部の停止を命じた。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）

二 指定管理者の名称及び所在地

塩竈市観光物産協会

<p>塩竈市旭町一番一号 管理の業務の停止の内容 塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）の管理の業務の全部の停止 停止の期間 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百七十九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。 平成二十四年三月三十日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>			
<p>一 公の施設の名称 気仙沼漁港の駐車場 指定管理者の名称 気仙沼市 管理の業務の停止の内容 気仙沼漁港の駐車場の管理の業務のうち駐車場の使用の許可に関する業務の停止 停止の期間 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで ○宮城県告示第二百八十号 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。 平成二十四年三月三十日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>			
<p>二 商号又は名称等 一 許可を取り消した年月日 平成二十四年三月十九日 二 商号又は名称等</p>			
<p>商号又は名称及び代表者の氏名</p>	<p>主たる営業所の所在地</p>	<p>建設許可番号</p>	<p>申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類</p>
<p>株式会社タカカ ツホールデザイン グス 高橋 勝行</p>	<p>大崎市古川休塚字新西 田三十八・一</p>	<p>般・二十二 第一万二千 四号</p>	<p>全部廃業 一般建設業 大工事業</p>
			<p>受付年月日 平成二十四年 二月二十八日</p>

<p>三 許可取消しの原因 建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当 ○宮城県告示第二百八十一号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。 その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十四年三月三十日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>			
<p>一 道路の種類 県道 二 道路名 泉塩釜線 三 道路の区域</p>			
<p>変更の区間</p>		<p>変更の前後</p>	<p>敷地の幅員（メートル） 敷地の延長（メートル）</p>
<p>多賀城市南宮字一里塚一番四二地先から 同市浮島字沢前七番一地先まで</p>		<p>前 六・四 六三・五</p>	<p>後 三・一一五・二</p>
<p>○宮城県告示第二百八十二号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。</p>			

<p>有限会社田澤塗 田澤 恵</p>	<p>登米市豊里町大沢六・</p>	<p>般・十九 四万四千 百二十四号</p>	<p>全部廃業 一般建設業 塗装工事業</p>	<p>平成二十四年 二月二十八日</p>
<p>東北コスモガス 株式会社 山田 英司</p>	<p>大崎市古川稲葉字大江 向百八十一・一</p>	<p>般・十九 一万六千五 百八十三号</p>	<p>全部廃業 一般建設業 管工事業</p>	<p>平成二十四年 二月二十一日</p>
<p>有限会社歩建設 小野寺 光志</p>	<p>気仙沼市中みなと町六 十三</p>	<p>般・二十二 一万七千六 百九号</p>	<p>一部廃業 建設工事業 屋根工事業 タイル・れんが、 フロック工事業 内装仕上工事業</p>	<p>平成二十四年 一月十五日</p>
<p>株式会社エース 高橋 勝行</p>	<p>大崎市古川幸町一丁目 四・三十一</p>	<p>般・二十二 一万八千七 百五十八号</p>	<p>全部廃業 一般建設業 建築工事業</p>	<p>平成二十四年 二月十七日</p>

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河北桃生線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市福地字館下無番地先から 同市福地字館下無番地先まで	前A	八・〇	四九五・二	敷地の区分を いう。	Bは、関係図 面に表示する
	後A	八・〇	四九五・二		
石巻市三輪田字赤柴新田無番地先から 同市三輪田字廣畑沖無番地先まで	前A	八・〇	一、〇八三・〇	敷地の区分を いう。	Bは、関係図 面に表示する
	後A	八・〇	一、〇八三・〇		
			八・〇	一、〇八四・六	

○宮城県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市福地字館下無番地先から 同市福地字館下無番地先まで	平成二十四年 四月二日
		石巻市三輪田字赤柴新田無番地先から 同市三輪田字廣畑沖無番地先まで	平成二十四年 四月九日

○宮城県告示第二百八十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	区 間	指定する期日
県道	巨理大河原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町六番一地从先から 同町大字村田字北塩内八九番一地从先まで	平成二十四年 四月一日
県道	岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐三番一地从先から 同町大字村田字広畑五二番一地从先まで	
県道	石巻工業港矢本線	石巻市重吉町七番一地从先から 同市門脇字元明神一番一地从先まで	
県道	石巻港インタイ線	石巻市門脇字元明神一番一地从先から 東松島市赤井字八反谷地五〇番一地从先まで	

二 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- 1 走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 2 後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、縦〇・二メートル以上、横〇・二三メートル以上又は縦〇・二三メートル以上、横〇・二二メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で、「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。
- 3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

○宮城県告示第二百八十五号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 あすと長町中央地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百八十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第九項の規定により、仙塩広域都市計画の決定に係る都市計画に定めるべき事項が記載された名取市復興整備計画が公表され、当該事項に係る都市計画の決定がされたものとみなされた。

なお、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。
平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地画整理事業

2 名称 閉上地区被災市街地復興土地画整理事業

二 都市計画の決定に係る土地の区域

名取市閉上五丁目、閉上六丁目、閉上七丁目、閉上字東須賀、同字新鶴塚、同字鍋沼、同字平田橋、同字新大塚、同字大塚、同字新狐島、同字五十刈及び同字東場の各一部並びに閉上一丁目、閉上二丁目、閉上三丁目、閉上四丁目、閉上字鶴塚、同字下佛文寺、同字昭和、同字百刈、同字狐島、同字清海、同字新町頭、同字佛文寺、同字庚申塚及び同字胡桃の全部

○宮城県告示第二百八十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第九項の規定により、石巻広域都市計画の決定に係る都市計画に定めるべき事項が記載された女川町復興整備計画が公表さ

れ、当該事項に係る都市計画の決定がされたものとみなされた。

なお、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。
平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地画整理事業

2 名称 女川町被災市街地復興土地画整理事業

二 都市計画の決定に係る土地の区域

牡鹿郡女川町石浜字石浜、同字崎山、同字高森、同字七曲、浦宿浜字小屋ノ口、同字十二神、同字門前、女川浜字大原、同字女川、同字川尻、同字新田、同字日蔭、小乗浜字向、同字小乗、桜ヶ丘、清水町、宮ヶ崎字宮ヶ崎、同字川尻、同字田ノ畑山、鷲神浜字荒立、同字内山、同字大道、同字堀切、同字堀切山、同字向山及び同字鷲神の各一部並びに女川浜字伊勢、同字北伊勢、同字東伊勢、黄金町、寿町、鷲神浜字洗、同字斉ノ神、同字丸山及び同字向の全部

○宮城県告示第二百八十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第九項の規定により、仙塩広域都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項が記載された名取市復興整備計画が公表され、当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。

なお、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。
平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・五・百八十七号名取駅閉上線
三・五・百九十二号仙台閉上線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分
名取市小塚原字田中、同字沢目、同字北中塚、同字西中塚、同字東中塚、同字辻野、同字汐押、閉上字鍋沼、同字新鶴塚、同字鶴塚、同字清海、同字昭和、同字新狐島、同字五十刈、同字東場、

同字平田橋、同字狐島、閑上一丁目、閑上六丁目及び閑上七丁目の各一部
 2 廃止する部分

名取市閑上字鍋沼、同字佛文寺、同字新鶴塚、同字昭和、同字新狐島、同字庚申塚、閑上一丁目、閑上二丁目、閑上三丁目、閑上四丁目及び閑上五丁目の各一部

○宮城県告示第二百八十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、石巻広域都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項が記載された女川町復興整備計画が公表され、当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。

なお、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 二・二・一号浦宿鷲神線

二・三・一号鷲神小乗線

二・三・二号鷲神石浜線

一・小・一号大通女川線

一・小・三号女川駅魚市場線

二 都市計画の変更の種類

廃止

○宮城県告示第二百九十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、石巻広域都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項が記載された女川町復興整備計画が公表され、当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。

なお、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画公園

2 名称 六・五・三百一号女川運動公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

なし

2 廃止する部分

牡鹿郡女川町女川浜字大原の一部

○宮城県告示第二百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・一・一号元寺小路福室線及び三・三・十八号原町広岡線

三 事業施行期間

「平成十四年五月十日から平成二十四年三月三十一日まで」を、「平成十四年五月十日から平成十九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

<p>平成二十四年三月三十日</p> <p>一 施行者の名称 仙台市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業 2 名称 五・六・三号 青葉山公園</p> <p>三 事業施行期間 変更なし</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>平成二十四年三月三十日</p> <p>一 施行者の名称 仙台市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業 2 名称 三・三・十六号宮沢根白石線</p> <p>三 事業施行期間 「平成十四年五月十日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十四年五月十日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 変更なし 2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第二百九十三号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十四年三月三十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>一 施行者の名称 仙台市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画公園事業 2 名称 五・六・三号 青葉山公園</p> <p>三 事業施行期間 変更なし</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 平成二十三年宮城県告示第九十四号の事業地に、仙台市青葉区青葉山内及び同川内地区の一部を加える。 2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第二百九十四号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十四年三月三十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

<p>一 施行者の名称 仙台市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画公園事業 2 名称 五・五・五号 高砂中央公園</p> <p>三 事業施行期間 「平成五年十二月十四日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成五年十二月十四日から平成二十九年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p>	<p>一 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 「築館都市計画道路事業」を「栗原都市計画道路事業」に変更する。 2 名称 「三・四・四号 一迫南線」を「三・四・三号 一迫南線」に変更する。</p> <p>三 事業施行期間 「平成十九年二月六日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十九年二月六日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p>
<p>一 施行者の名称 大崎市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 なし 2 使用の部分 なし</p> <p>三 事業施行期間 「平成十六年二月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十六年二月二十七日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p>	<p>一 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 村田都市計画道路事業 2 名称 三・三・一号沼辺足立幹線</p> <p>三 事業施行期間 「平成十六年二月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十六年二月二十七日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p>

<p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類</p> <p>「鹿島台都市計画下水道事業」及び「古川都市計画下水道事業」を「大崎広域都市計画下水道事業」に変更する。</p> <p>2 名称</p> <p>大崎市流域関連公共下水道</p> <p>三 事業施行期間</p> <p>「昭和五十八年一月七日から平成二十四年三月三十一日まで」を「昭和五十八年一月七日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分</p> <p>変更なし</p> <p>2 使用の部分</p> <p>なし</p> <p>○宮城県告示第二百九十九号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十四年三月三十日</p> <p>一 施行者の名称</p> <p>大崎市</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類</p> <p>「鳴子都市計画下水道事業」を「大崎広域都市計画下水道事業」に変更する。</p> <p>2 名称</p> <p>大崎市特定環境保全公共下水道</p> <p>三 事業施行期間</p> <p>「平成六年一月十四日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成六年一月十四日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分</p>	<p>変更なし</p> <p>2 使用の部分</p> <p>変更なし</p> <p>○宮城県告示第三百号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十四年三月三十日</p> <p>一 施行者の名称</p> <p>美里町</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類</p> <p>「小牛田都市計画下水道事業」を「大崎広域都市計画下水道事業」に変更する。</p> <p>2 名称</p> <p>美里町流域関連公共下水道</p> <p>三 事業施行期間</p> <p>「平成二年一月七日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二年一月七日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分</p> <p>変更なし</p> <p>2 使用の部分</p> <p>なし</p> <p>○宮城県告示第三百一号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。</p> <p>平成二十四年三月三十日</p> <p>一 届出者の名称</p> <p>財団法人日本建築設備・昇降機センター</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 変更後の届出者の名称</p>
--	---

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
三 変更しようとする年月日
平成二十四年四月一日

○宮城県告示第三百二二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。
平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

株式会社グッド・アイズ建築検査機構

二 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

1 東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号

2 仙台市青葉区中央一丁目一番三号

3 福島県郡山市喜久田町字松ケ作十六番百四十一号

三 変更しようとする年月日
平成二十四年四月一日

○宮城県告示第三百三三三号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、県の学校給食に関する事務を次の規約により仙台市に委託した。
平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市と宮城県との間の学校給食に関する事務の委託に関する規約

（学校給食に関する事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、宮城県は、その事務として行う宮城県立光明支援学校の小学部の学校給食（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第一項に規定する学校給食をいう。）の調理及び搬送を仙台市に委託する。
（委託事務の管理及び執行の方法）

第二条 前条の規定により仙台市に委託する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、仙台市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」といふ。）の定めるところによる。
（委託事務に要する経費の負担等）

第三条 委託事務に要する経費は、宮城県が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、仙台市と宮城県とが協議して定める。

この場合において、仙台市長は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他参考となるべき書類を含む。）を宮城県知事に送付するものとする。

（補則）

第四条 仙台市長は、委託事務の管理及び執行に関する条例等の制定又は改廃があったときは、直ちに宮城県知事に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、仙台市と宮城県とが協議して定める。
附 則

この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百四四号

石巻市蛇田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年三月二十一日認可した。
なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年三月三十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸 村 俊 幸

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東松島市矢本字道地浦百三十九番一、百三十九番二、百三十九番三及び百三十七番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市大塩字逆川二十二番地五十五号
社会福祉法人矢本愛育会

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十六号
 平成二十四年三月二十六日開催の委員会において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第一項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成二十四年三月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

(氏名) (生年月日) (住所)

菊地光輝 昭和二十年四月二十三日 仙台市泉区加茂四丁目二番地の二

○宮選管告示第三十七号

次の者を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第三項の規定により宮城県選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

平成二十四年三月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

宮城県選挙管理委員会

委員 齊藤幸治

○宮選管告示第三十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、平成二十三年十一月十三日執行の宮城県議会議員一般選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十一条の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。

なお、東日本大震災により、会計帳簿等関係書類の一部を滅失等したため、収支報告書の内容を完全に記載できなかった者は、岡山和純候補者である。

平成二十四年三月三十日

宮城県議会議員選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

監査委員

○宮城県監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成24年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成24年3月30日

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関

○総務部

地方機関

仙台南興税事務所（選挙管理委員会仙台南地方支局を含む。）

仙台中央興税事務所（選挙管理委員会仙台中央地方支局を含む。）

仙台北興税事務所（選挙管理委員会仙台北地方支局を含む。）

塩釜興税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む。）

東部興税事務所（選挙管理委員会東部地方支局を含む。）

東部興税事務所登米地域事務所

気仙沼興税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む。）

消防学校

○環境生活部

地方機関

保健環境センター

○保健福祉部

地方機関

仙台保健福祉事務所

東部保健福祉事務所

気仙沼保健福祉事務所

東部児童相談所

○経済商工観光部

地方機関

北部地方振興事務所

東部地方振興事務所

東部地方振興事務所登米地域事務所

気仙沼地方振興事務所

宮城県監査委員 安藤俊威

宮城県監査委員 菅間進

宮城県監査委員 遊佐勘左衛門

宮城県監査委員 工藤鏡子

監査実施日

2月14日

2月14日

2月8日

2月9日

2月14日

2月14日

2月27日

2月20日

3月5日

3月1日

3月2日

3月2日

2月27日

1月13日

3月5日

1月19日

3月5日

松島公園管理事務所	3月2日	教育研修センター	2月8日
白石高等技術専門学校	2月1日	志津川自然の家	2月2日
石巻高等技術専門学校	2月2日	松島自然の家	3月5日
気仙沼高等技術専門学校	3月2日	石巻高等学校	2月27日
○農林水産部		気仙沼高等学校	2月17日
地方機関		仙台二華高等学校	3月7日
林業技術総合センター	2月13日	仙台二華中学校	3月7日
水産技術総合センター	3月5日	石巻好文館高等学校	3月2日
○土木部		古川黎明高等学校	2月15日
地方機関		古川黎明中学校	2月15日
大河原土木事務所	1月24日	東松島高等学校	2月27日
仙台土木事務所	2月27日	涌谷高等学校	2月10日
北部土木事務所	1月17日	田尻さくら高等学校	2月20日
北部土木事務所栗原地域事務所	1月17日	佐沼高等学校	1月13日
東部土木事務所	2月27日	登米高等学校	2月14日
東部土木事務所登米地域事務所	2月7日	志津川高等学校	2月2日
気仙沼土木事務所	3月5日	中新田高等学校	2月22日
仙台塩釜港湾事務所	3月5日	女川高等学校	2月20日
石巻港湾事務所	3月5日	多賀城高等学校	2月15日
中南部下水道事務所	3月2日	仙台南高等学校	2月27日
東部下水道事務所	3月2日	名取北高等学校	2月27日
仙台地方土木総合事務所	1月13日	松山高等学校	2月20日
大崎地方土木総合事務所	2月8日	泉松陵高等学校	1月19日
仙台港背後地土地区画整理事務所	2月13日	仙台西高等学校	3月5日
○教育庁		泉館山高等学校	2月27日
地方機関		宮城広瀬高等学校	2月9日
北部教育事務所	2月8日	石巻西高等学校	2月9日
北部教育事務所栗原地域事務所	2月16日	気仙沼西高等学校	2月20日
東部教育事務所	2月16日	柴田高等学校	2月27日
東部教育事務所登米地域事務所	2月17日	仙台東高等学校	2月24日
南三陸教育事務所	3月2日	宮城野高等学校	1月25日

<p> 藤王高等学校 貞山高等学校 農業高等学校 黒川高等学校 柴田農林高等学校 亘理高等学校 石巻北高等学校 加美農業高等学校 小牛田農林高等学校 南郷高等学校 上沼高等学校 米山高等学校 本吉響高等学校 水産高等学校 気仙沼向洋高等学校 工業高等学校 白石工業高等学校 石巻工業高等学校 古川工業高等学校 米谷工業高等学校 大河原商業高等学校 石巻商業高等学校 鹿島台商業高等学校 一迫商業高等学校 第二工業高等学校 聴覚支援学校 気仙沼支援学校 一迫支援学校 支援学校岩沼学園 ○警察本部 地方機関 </p>	<p> 2月20日 2月15日 3月2日 2月27日 1月18日 2月17日 2月20日 2月27日 2月27日 2月15日 2月22日 2月20日 2月17日 2月27日 2月27日 2月27日 2月27日 2月20日 2月2日 2月13日 2月7日 2月16日 2月27日 3月2日 2月13日 2月9日 3月2日 2月17日 2月27日 1月18日 </p>	<p> 仙台南警察署 仙台北警察署 仙台東警察署 泉警察署 石巻警察署 塩釜警察署 古川警察署 大河原警察署 岩沼警察署 気仙沼警察署 佐沼警察署 角田警察署 若柳警察署 亘理警察署 鳴子警察署 河北警察署 南三陸警察署 2 監査結果 平成22年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。 その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。 なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。 (1) 仙台南県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。 (内容) ・ H22年度収入未済額 現年度分 430,100,529円 過年度分 485,022,945円 合 計 915,123,474円 </p>	<p> 1月25日 3月5日 1月19日 2月17日 3月2日 3月5日 3月2日 3月2日 3月2日 3月5日 1月19日 1月24日 2月27日 3月5日 1月10日 2月17日 2月20日 </p>
---	---	---	--

・ H21年度収入未済額

現年度分	222,021,225円
過年度分	493,291,129円
合 計	715,312,354円

(2) 仙台中央県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分	1,286,828,322円
過年度分	2,647,866,311円
合 計	3,934,694,633円

・ H21年度収入未済額

現年度分	1,443,138,710円
過年度分	2,267,194,210円
合 計	3,710,332,920円

(3) 仙台北県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分	338,643,407円
過年度分	603,974,336円
合 計	942,617,743円

・ H21年度収入未済額

現年度分	216,319,421円
過年度分	706,359,440円
合 計	922,678,861円

(4) 塩釜県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分	227,487,874円
過年度分	404,013,335円
合 計	631,501,209円

・ H21年度収入未済額

現年度分	235,752,228円
過年度分	395,315,813円
合 計	631,068,041円

(5) 塩釜県税事務所

歳入歳出外現金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

歳入歳出外現金に受入した差押給与現金について、払出手続きが遅延したため、歳収入への歳入組入が年度経過となったもの。

・件 数	2件
・金 額	66,100円

・歳入支出外現金受入日 平成22年6月30日
 ・歳収入への歳入組入日 平成23年12月20日

(6) 東部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分	343,880,217円
過年度分	577,810,401円
合 計	921,690,618円

・ H21年度収入未済額

現年度分	302,886,354円
過年度分	566,399,962円
合 計	869,286,316円

(7) 東部県税事務所登米地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分	54,989,505円
過年度分	126,812,460円
合 計	181,801,965円

・ H21年度収入未済額

現年度分	63,382,861円
過年度分	129,185,587円
合 計	192,568,448円

(8) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分	193,666,780円
過年度分	200,718,685円
合 計	394,385,465円

・ H21年度収入未済額

現年度分	107,571,916円
過年度分	184,463,193円
合 計	292,035,109円

(9) 仙台保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、未熟児養育費及び過年度過私金等返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・ H22年度収入未済額	
現年度分	1,228,822円

過年度分 17,761,393円

合 計 18,990,215円

・ H21年度収入未済額

現年度分	11,154,725円
過年度分	7,517,438円
合 計	18,672,163円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H22年度収入未済額

現年度分	6,638,827円
過年度分	34,669,813円
合 計	41,308,640円

・ H21年度収入未済額

現年度分	5,973,577円
過年度分	29,420,576円
合 計	35,394,153円

○未熟児養育費

・ H22年度収入未済額

現年度分	104,700円
過年度分	210,551円
合 計	315,251円

・ H21年度収入未済額

現年度分	312,477円
過年度分	284,704円
合 計	597,181円

○過年度過私金等返還金

・ H22年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	225,000円
合 計	225,000円

・ H21年度収入未済額

現年度分	225,000円
------	----------

<p> 過年度分 0円 合 計 225,000円 (10) 松島公園管理事務所 公園地占用使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られた い。 (内容) ・ H22年度収入未済額 現年度分 5,258,176円 過年度分 0円 合 計 5,258,176円 ・ H21年度収入未済額 現年度分 0円 過年度分 0円 合 計 0円 (11) 水産技術総合センター 事務事業の執行において、財務規則等に準拠していない不適切な取扱いが認められたので、速 やかに措置するとともに、今後再発しないように対策を講じられたい。 (内容) 生産物売払いにおいて、アワビ稚貝65,500個を買受業者に引き渡したが、財務規則に規定す る売買契約書を作成しておらず、調定が遅延し、収入未済が生じたもの。 ○売買契約書未作成 ・ 財務規則の規定による契約書を作成していなかったもの。 ・ 売払金額 4,280,000円 ○調定遅延 ・ 生産物引渡日 平成22年4月6日 ・ 調定日 平成23年3月11日 ○収入未済 ・ 生産物種苗売払収入 ・ H22年度収入未済額 現年度分 4,280,000円 過年度分 0円 </p>	<p> 合 計 4,280,000円 ・ H21年度収入未済額 現年度分 0円 過年度分 0円 合 計 0円 (12) 仙台塩釜港湾事務所 事務事業の執行において、関係法令等に準拠していない不適切な取扱いが認められたので、今 後再発しないように対策を講じられたい。 (内容) 港湾区域内水域占用許可に係る事務処理が遅延したため、許可手続きを遡及処理し、収入未 済が生じたもの。 ○許可手続きの遡及処理 ・ 占用許可期間 ①平成22年4月1日～平成23年3月31日 ②平成22年4月1日～平成23年3月31日 ・ 申請書受理日 ①平成23年3月10日 ②平成23年3月4日 ○調定遅延 ・ 調定日 ①平成23年3月31日 ②平成23年3月31日 ○収入未済 ・ H22年度収入未済額 現年度分 1,370,310円 過年度分 0円 合 計 1,370,310円 ・ H21年度収入未済額 現年度分 0円 過年度分 0円 合 計 0円 (13) 仙台二華中学校 物品調達事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じ られたい。 </p>
--	--

(内容)

物品調達事務において、品目・規格及び納期等がほぼ同じにもかかわらず、分割発注していただいたもの。

○カーテン

・発注回数 5回

・契約月日 平成22年4月20日～4月21日

・契約金額 277,998円

○暗幕シール

・発注回数 4回

・契約月日 平成22年4月22日～4月28日

・契約金額 366,555円

○ターボリフシート

・発注回数 6回

・契約月日 平成22年4月22日～5月12日

・契約金額 411,600円

○生徒用椅子

・発注回数 10回

・契約月日 平成22年4月19日～5月12日

・契約金額 882,000円

(4) 多賀城高等学校

教育財産の使用許可に係る使用料において、算定誤りに伴う還付手続きが遅延したため、還付加算金が生じたものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

・還付額 169,340円(27件)

・還付加算金 2,200円(2件)

○宮城県監査委員告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

平成24年3月30日

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等
下記のとおり

2 監査結果

平成22年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

記

団 体 名	実施年月日	監 査 の 結 果 等
仙台臨海鉄道株式会社	23. 12. 22	<p>1 団体の事業概要 仙台港及び背後工業団地と全国鉄道網を結ぶ貨物鉄道事業を主事業として行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 240,000,000円(資本金 720,000,000円)</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
宮城県住宅供給公社	23. 12. 22	<p>1 団体の事業概要 住民の生活の安定を図るため、住宅の不足の著しい地域において居住環境の良好な集団住宅及び宅地の供給事業並びに公営住宅の管理等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,500,000円(資本金 21,850,000円) 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金10,884,026円 〔貸付金〕 仙台北部中核都市建設促進事業資金貸付金(短期) 200,000,000円 長期貸付金に係る平成22年度未残高 541,605,000円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成22年度未借入金残高 17,826,000,000円 〔管理代行〕</p>

<p>多額の欠損金があることから、引き続き解消に努める必要がある。</p>	<p>〔補助金〕 地域医療再生事業補助金 6,482,096円 地域医療医師業務負担軽減支援事業補助金 6,225,996円 地域周産期母子医療センター運営事業補助金 47,088,000円 地域療育支援施設運営事業補助金 11,827,000円 新人看護職員研修事業補助金 852,000円 〔負担金〕 宮城県立こども病院運営費負担金 1,843,998,000円 〔貸付金〕 運営費貸付金（短期） 250,000,000円 長期貸付金に係る平成22年度未残高 8,592,826,679円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>1 団体の事業概要 県土の保全，森林資源の造成などを図るため，造林及び育林等に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 100,000,000円（基本財産 115,300,000円） 〔補助金〕 森林整備加速化事業補助金 101,624,250円 公的森林整備推進事業補助金 30,143,956円 〔交付金〕 地域活性化路網整備事業交付金 103,511,600円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成22年度未残高 11,704,541,000円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成22年度未借入金残高 4,815,197,439円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 人工透析及び腎移植に関する知識の普及啓蒙事業及び腎移植に関する研究・条件整備に対する助成事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 200,000,000円（基本財産 505,648,000円） 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>1 団体の事業概要 配合飼料価格の変動によって生じる畜産経営者の損失補填，畜産経営の環境整備及び畜産経営施設の改善合理化並びに畜産経営の安定のための各種事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 5,000,000円（基本財産 12,595,000円） 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 下水道に関する知識の普及啓蒙事業，下水道技術職員養成事業，下水道汚泥等の有効利用及び調査研究並びに県が設置している流域下水道施設の維持管理業務受託事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 34,200,000円（基本財産 68,400,000円） 〔公の施設の管理〕 仙塩流域下水道施設 1,368,297,785円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>1 団体の事業概要 妊娠，出産から思春期，成人に至る子どもの全ての成長過程において，高度で専門的な医療の提供を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,234,086,843円（資本金 1,234,086,843円）</p>	<p>1 団体の事業概要 塩釜市から旅客ターミナル「リニューアルト塩釜」の管</p>

		<p>理運営を委託している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 334,000,000円（資本金 1,180,000,000円）</p> <p>3 監査の結果 (1) 長期未収金が認められたので、改善する必要がある。 (2) 欠損金の解消に引き続き努める必要がある。</p>	<p>公益財団法人宮城県 暴力団追放推進セン ター</p>	<p>24. 1. 25</p>	<p>3 35,000,000円（基本財産 100,000,000円） 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>社団法人宮城県畜産 物価格安定基金協会</p>	<p>24. 1. 18</p>	<p>1 団体の事業概要 畜産経営の安定と畜産物の安定供給を図るため、生産者及び農業関係団体が負担した積立金等をもとに肉畜価格が低落した場合に損失補填を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 165,000,000円（基本財産 483,800,000円）</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>社団法人みやぎ原種 苗センター</p>	<p>24. 1. 30</p>	<p>1 団体の事業概要 農家からの需要に迅速に対応できる優良種子・種苗の生産供給体制の確立に努め、品質及び生産性の優れた原種苗を供給するための事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 500,000,000円（基本財産 900,000,000円）</p> <p>3 監査の結果 職員による領収書不正発行が認められたので、今後再発しないよう対策を講じる必要がある。</p>
<p>財団法人みやぎ農業 担い手基金</p>	<p>24. 1. 24</p>	<p>1 団体の事業概要 青年農業者の育成・確保を図るため、広報・相談活動事業及び就農支援資金貸付事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 500,000,000円（基本財産 1,001,000,000円）</p> <p>〔補助金〕 新規就農者支援事業補助金 36,336,000円 〔交付金〕 元気のでるみやぎの担い手育成・確保推進交付金 10,611,000円 〔貸付金〕 長期貸付金（就農支援資金）に係る平成22年度未残高 388,090,878円</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>社団法人宮城県農業 公社</p>	<p>24. 1. 30</p>	<p>1 団体の事業概要 農業経営の安定を図るため、農地保有の合理化促進及び農畜産業の振興に関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 472,600,000円（基本財産 922,200,000円）</p> <p>〔補助金〕 農地保有合理化事業補助金 53,412,000円 長期保有地売却促進事業補助金 81,010,672円 〔貸付金〕 公共牧場経営基盤強化対策資金貸付金（短期） 70,000,000円 経営合理化促進資金貸付金（短期） 50,000,000円 長期貸付金に係る平成22年度未残高 3,000,000円 〔損失補償〕</p>
<p>財団法人翠生農学振 興会</p>	<p>24. 1. 24</p>	<p>1 団体の事業概要 農水産業の育成発展を図るため、東北大学農学カレッジや講座の開催及び農水産学研究者の外国派遣等に対する助成事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕</p>			

損失補償契約に係る平成22年度未借入金残高	442,895,650円
〔公の施設の管理〕	
宮城県若山牧場	78,036,000円
3 監査の結果	
(1) 正味財産が出資金を下回っていると認められたので、経費改善を進める必要がある。	
(2) 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお多額の延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。	
(3) 退職給付引当金及び売買損失引当金の計上不足が認められたので、改善する必要がある。	

(注) 県の財政的援助等の内容の「出資金」は、平成22年度末における出資金総額を示し、「補助金」、「貸付金」及び「公の施設の管理」等は、平成22年度における支出額等を示している。

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、コイ(マコイ及びニシキコイをいう。以下同じ。)の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

平成二十四年三月三十日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 星 明 朗

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出ししてはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しよう

とするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

- (1) 汚染水域由来でないこと。
- (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に遺棄してはならない。

4 適用除外

1 から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとなる。

二 指示をする期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す県内の水面

正 誤

○宮城県公報平成二十三年号外第三二号(平成二十三年三月三十一日付け)中

ページ	段	行	正	誤
四	上	一一	—	十一
四	上	二三	—	十一
四	上	二七	—	十一